

## 令和6年度は土地・家屋の評価替えの年です

～納税通知書は4月上旬に発送します～ 問合せ 税務課

固定資産税・都市計画税の課税対象になる土地・家屋は、3年ごとにその評価を見直す「評価替え」を行います。令和6年度は、この「評価替え」の年度にあたり、すべての土地・家屋の評価を見直しています。

### 土地の評価替え

国が定めた評価基準に定められた土地の地目ごとの評価方法で行います。宅地などの令和6年度の評価額は、令和5年(1月1日時点)の地価公示価格などの7割を目途とし、地価が下落している地域は、令和5年7月1日までの半年間の下落状況を反映させて算出します。

### 家屋の評価替え

国が定めた評価基準に定められた評価方法で行います。家屋の場合、評価の対象となった家屋と同じものを新築するとした場合に必要となる建築費(再建築価格)を求め、それに建築後の経過年数に応じた価格減少の補正率を乗じて、現在の評価額を算出します。ただし、評価替え後の令和6年度の評価額が令和5年度の評価額を上回る場合は、令和5年度の評価額を据え置くことになっています。

### 税額

固定資産税および都市計画税の税額は、土地、家屋、償却資産(固定資産税のみ)の課税標準額の合計に税率をそれぞれ乗じて算出します。各税率は、次のとおりです。

○固定資産税…1.4% ○都市計画税…0.2%

### 固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在の、土地、家屋、償却資産の所有者が、その評価額に応じて納める税です。都市計画税は、固定資産税の納税義務者のうち、毎年1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している方が納める税です。固定資産税と都市計画税は、合わせて納めることになります。

## 固定資産税台帳の縦覧・閲覧

問合せ 税務課

### 縦覧

納税者が他の土地や家屋の評価額と比較して、自己の資産にかかる評価額が適正かどうかを確認できます。

### とき

4月1日(月)～30日(火)(土・日・祝日を除く)

### 縦覧できる方

固定資産税の納税者、同居の親族、納税管理人または代理人(委任状の提示が必要)

### 縦覧できるもの

固定資産(土地・家屋)の価格などが記載された縦覧帳簿の自己所有以外の固定資産評価額。ただし、課税に関する部分は縦覧できません。

縦覧・閲覧を申請の際に、来庁された方の本人確認をします。本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。また、縦覧・閲覧ができるのは税務課西です。

### 閲覧

納税義務者自身が所有する固定資産について課税台帳に登録された事項を確認できます。

### とき

4月1日(月)～(土・日・祝日・年末年始を除く)

### 閲覧できる方

固定資産税の納税義務者、同居の親族、納税管理人または代理人(委任状の提示が必要)

### 閲覧できるもの

本人所有資産の課税に関する台帳  
※借地・借家人および固定資産を処分する権利を有する一定の方(賃貸借契約書または選任書などの提示が必要)は、その使用または収益の対象となる資産の部分に限り、課税に関する台帳を閲覧できます。

### 手数料

1通200円

※4月30日(火)までは無料。

借地・借家人などの方は有料。

## 予防接種のご案内

問合せ 健康課



### 麻しん・風しん混合(MR)ワクチン第2期

市内保育園・幼稚園に就園されている方には、園を通じて5月頃にお知らせを配布します。予診票は「すこやか手帳」にあります。転入などで「すこやか手帳」または「麻しん・風しん(MR)予診票」をお持ちでない方は、保健センターにご連絡ください。

対象 保育園・幼稚園の年長児(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)

接種期限 令和7年3月31日(月)

### 日本脳炎ワクチン第2期

対象者には、予診票を4月中に個別に郵送します。

対象 小学4年生(平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ)

接種期限 令和7年3月31日(月)

平成27年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで計4回の接種が可能です。接種間隔や時期などご不明な点は、保健センターにご相談ください。

### ジフテリア・破傷風混合(DT)ワクチン第2期

対象者には、予診票を4月中に個別に郵送します。

対象 小学6年生(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)

接種期限 令和7年3月31日(月)

### 子宮頸がん(HPV)ワクチン

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を予防するワクチンを定期接種します。ジフテリア・破傷風混合(DT)ワクチンの予診票に同封してあります。

対象 小学6年生(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)の女子

### 高齢者肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン)定期予防接種

対象 以下の条件両方に該当する方

- 65歳の方
- 今までにこのワクチンを接種したことがない方(自費での接種も含む)  
⇒予診票などは「誕生日の前月末頃」に郵送します。

または、下記条件に該当する方

- 60歳から64歳までの心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫機能の障害(おおむね身体障害者1級相当)がある方で、4月中に予診票などが届いた方

費用 自己負担額2,500円

接種期限 65歳の誕生日から66歳の誕生日の前日まで

接種方法 ○指定医療機関で接種する場合  
指定医療機関に予約後、予診票・保険証・費用を持参し、接種する。  
○愛知県広域予防接種協力医療機関の場合  
接種前に保健センターで「連絡票・予診票」を受け取った後、接種する。  
○上記以外の医療機関の場合  
接種後、保健センターで助成金申請をする(上限額6,090円)。

持ち物 領収書原本、予診票の写し、振込先のわかるもの

※指定医療機関・愛知県広域予防接種協力医療機関は市ホームページでご確認ください。4月1日より高齢者肺炎球菌定期予防接種における5歳刻みの経過措置、市独自の助成制度は終了しました。

### 4月からお子さまがワクチンデビューする保護者様へ

4月より四種混合ワクチンとヒブワクチンが1つになった「五種混合ワクチン」が始まります。お手元にあるすこやか手帳に五種混合の予診票が入っていない方は、五種混合ワクチン用の予診票と案内文を郵送いたします。なお、小児肺炎球菌ワクチンも13価から15価へ変更となりますが、予診票はそのままお使いいただけます。詳しくは市ホームページ「子どもの予防接種」をご覧ください。